

## 明石市工場緑地のあり方検討会に係る検討事項

## 検討項目 1

緩和の可否  
・  
対象エリア

- ・工場緑地面積率等の緩和について、本市で緩和するか、緩和しないか。
- ・緩和する場合、市内全域とするか。南二見人工島に限定するか。

緩和する

OR

緩和しない

市内全域

OR

南二見人工島のみ

## 検討項目 2

緩和の程度  
・  
緩和の方法

- ・緩和する場合、工場の緑地面積率及び環境施設面積率をどの程度まで緩和するか。
- ・緩和する場合、緩和の方法として、一度に緩和するか。段階的に緩和するか。

工場立地法  
工専・工業 5%~19%  
準工業 10%~19%

OR

地域未来投資促進法  
1%~19%

一斉緩和

OR

段階的緩和

エリア：人工島→市内全域  
率：20%→10%→5%

## 検討項目 3

企業の地域  
貢献等の取組

- ・緩和する場合、特定工場に対して周辺環境との調和や地域との共生を図るために、どのような方策を求めるか。

地域貢献等を求める

OR

地域貢献等求めない

- 緩和後における質の高い緑化形成に向けた取組
- 周辺の生活環境との調和を図るための取組（地域貢献、まちづくり負担金など）

## 検討項目 4

敷地外緑地制度

- ・現に設置されている工場が、敷地内に確保すべき緑地等を確保することができない場合に、救済措置として、敷地外緑地制度を導入するか。

敷地外緑地制度あり

OR

敷地外緑地制度なし

- 代替緑地の確保
- 緑地整備負担金制度

## 検討項目 5

事業者の責務  
・  
実効性の担保

- ・緩和する場合、事業者の責務を位置付けるか、位置付けないか。
- ・位置付ける場合は、どのように位置付けるか。

責務あり（担保）

OR

責務なし

- 条例による規定（努力義務化）
- 条例による規定（義務化）